



8月の鳥獣被害対策

福島県農林水産部農業振興課



8月以降は水稻が出穂するほか、様々な品目が収穫期を迎えるため農作物の鳥獣被害も大きくなってきます。

これまで被害が確認されている地域では、あらかじめほ場周辺の藪を刈り払ったり、防護柵を設置するなど早めの対応を心がけましょう。

1 水稻の被害対策

水稻は出穂後、**乳熟期前**からイノシシ、サル、ツキノワグマなどの獣が加害します。

林縁部のほ場は、林縁部と隣接した箇所の刈り払いを行い見透しを良くするとともに、獣の痕跡が認められる場合は、電気さくを設置しましょう。

イノシシの痕跡が認められる場合は、ほ場周囲に電気さくを地面から**20cm間隔で2段**(各段ともプラス通電)のワイヤーを設置しましょう。

ツキノワグマの場合は、地面から**20cm間隔で3段**(各段ともプラス通電)設置しましょう。

サルは群れで行動することから加害頭数が多く、被害が大きくなりがちです。

まず、電気さくやネット柵を設置してほ場内へ容易に侵入できないようにしましょう。

電気さくを設置する場合は、地面からまず**15cmに1段**、次いで**20cm間隔で7段**、計8段のワイヤーを張ることが基本となります。

1段目のワイヤー設置位置を地面から15cmとするのは幼獣の地際からの侵入を防ぐためです。また、各ワイヤーの通電は**地面から3、5、7段目がマイナス、そのほかはプラス通電**とします。(その他、詳細は平成27年度鳥獣被害対策技術情報第2号、モモの被害対策の項を参照してください。)

なお、農作物に被害を及ぼすサルは、早期に捕獲し**電波発信機を装着**して群れの行動把握をすることが大切です。サルの活動時間はおおよそ日の出から日の入りまでで、夜間は被害を及ぼしません。

今年的水稻は各地で出穂が平年より早まっているため、遅滞なく対策を進めましょう。

2 ナシの被害対策

(1) カラス対策

収穫期のナシではカラス被害がみられます。果皮及び果肉にくちばしと一致するV字の切り裂きがあるのが特徴です。被害対策には**防鳥網(75mm目合い)の設置が確実**です。しかし、防鳥網は設置に多くの労力がかかることが課題です。労力の確保が難しい場合は、防鳥網とテグスの組み合わせ

せによる「くぐれんテグスくん」(http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/chougai/wildlife/manual_kuguren_ver6.pdf)などの設置で被害が大きく軽減できます。

(2) ハクビシン対策

収穫期になると、ハクビシンによる食害が各地で見られます。例えば、果実上部が樹体に残っていたり、樹木のそばに糞があった場合などはハクビシンによる被害の可能性があります。

痕跡が認められる場合は、まず棚の周囲に隙間なく防風ネットを設置します。さらに防風ネットの上5cmの位置に電気さくを1段（プラス通電）張ると高い侵入防止効果があります。ネットは破損していないことやネットと地面との間に隙間をなくすることが大切です。

ハクビシンなどの中型獣は、被害ほ場周辺の廃屋や神社仏閣、住宅や倉庫の屋根裏、野積みされた樹木などの中を寝屋としていることも多く、その解消も重要です。

3 ブドウの被害対策

収穫期を迎えるとカラスやハクビシンなどの被害が見られます。ハクビシンがブドウを食害する場合、果実に被せた袋の下を引き裂くように破ったり、被害果房の下に皮が吐き出されたりしています。

対策は、上記のナシの被害対策を参照してください。なお、垣根仕立てにしている場合、ハクビシンはほ場周囲に地面から10cm間隔で3段（各段ともプラス通電）張り、さくの内側に支柱を利用しネットを設置すると飛び込みなど無理な侵入が少なくなり被害がより軽減できます。ネットは、野菜誘因用など安価な市販品で十分です

4 飼料用トウモロコシの対策

乳熟期前から、ツキノワグマの被害が見られます。野菜のトウモロコシ同様、クマの嗜好性の高い品目の一つです。クマの痕跡が認められる場合は、ほ場周囲に電気さくを地面から20cm間隔で3段（各段ともプラス通電）設置しましょう。

5 電気さく設置における安全確保について

静岡県において平成27年7月19日に獣による観賞用植物への被害防止を目的に設置された電気さくによる感電死亡事故が発生しました。

電気さくの施設に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

鳥獣被害防止用の電気さくの施設にあっては、感電事故防止のため、下記事項を守ってください。

- (1) 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
- (2) 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受け

- るものであること。
- ア 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
 - イ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
 - (ア) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
 - (イ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
- (3) 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること
- ア 電流動作型のものであること
 - イ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること
- (4) 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

発行：福島県農林水産部農業振興課 TEL024(521)7339

○農業振興課ホームページ：以下のURLより他の農業技術情報（生育情報、気象災害対策、果樹情報、特別情報）をご覧ください。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>

○ふくしま新発売：以下のURLより最新の農林水産物モニタリング情報、イベント情報等をご覧ください。

URL：<http://www.new-fukushima.jp/>